

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	
税 目	所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税 等	
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づく次の独立行政法人の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>①独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人経済産業研究所及び独立行政法人情報処理推進機構（以下「三法人」という。）の統合 三法人が統合し、研究開発型の成果目標達成法人となった後においても、経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資する業務を円滑に実施できるようにするため、三法人の統合に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>②独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化 独立行政法人日本貿易保険が独立行政法人から全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにするため、日本貿易保険の特殊会社化に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>③その他の独立行政法人の事業及び組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人工業所有権・情報研修館 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ・独立行政法人日本貿易振興機構 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

- ①「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、三法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人となった後においても、経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資する業務を円滑に実施できるようにすること。
- ②「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、独立行政法人日本貿易保険が、全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにすること。
- ③「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、新たな制度及び組織への移行後、各法人が引き続き円滑に業務を実施できるようにすること。

(2) 施策の必要性

①統合新法人は、国の適切な関与の下、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等の業務を、公共上の見地から確実に実施する組織である。

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、三法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とすることとしているが、国の適切な関与の下、公共上の見地から政策目的を着実に達成するためにも、本措置を講じることが必要不可欠。

【参考】「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）

【経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理推進機構】

○上記3法人については、統合の効果が十分に確保されるよう、業務運営の在り方を見直すとともに、役員数の削減を含む組織や事業規模の見直し、間接部門の効率化等について明確な目標を速やかに設定して、抜本的な合理化を行った上で統合することとし、研究開発型の成果目標達成法人とする。

②貿易保険は、戦争、内乱、送金停止等に起因した取引相手からの債権回収不能等による損失など、輸出・投資・融資等の対外取引に伴う通常の保険では救済できないリスクをカバーする保険であり、利用者からの保険料を原資として、超長期で収支が均衡するよう国が運営するものである。

今般、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において全額政府出資の特殊会社に移行することが閣議決定されたが、政策目的を確実に達成するためにも、本措置を講じることが必要不可欠。仮に特殊会社化により新たに課税されることになれば、保険料の高騰につながり、我が国企業の国際競争力を損なうおそれがある。

なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、特殊会社への移行については、国際競争力や保険利用者の利便性に支障が生じないことを前提とすること、安定的な非課税措置等について検討の上で移行することが記載されている。

【参考】「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）

【日本貿易保険】

○「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社に移行する。

③「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、独立行政法人制度から新たな法人制度に移行することに当たり、各法人が引き続き円滑に業務を実施できるようにするため、税制上の所要の措置を講ずることが必要。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	① 1. 経済成長 3. 資源エネルギー・環境政策 4. 取引・経営の安心 ② 2. 対外経済政策 ③—
		政策の達成目標	①— ②— ③—
		租税特別措置の適用又は延長期間	①恒久 ②恒久 ③恒久
		同上の期間中の達成目標	①— ②— ③—
		政策目標の達成状況	①— ②— ③—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	①— ②— ③—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	①— ②— ③—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	①地方税について所要の税制措置を講じる。 ②地方税について所要の税制措置を講じる。 ③地方税について所要の税制措置を講じる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①— ②— ③—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	①— ②— ③—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>①研究開発型の法人類型については、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とすると位置付けられており、三法人統合後においても、引き続き公共性の高い業務を担っていくことから、税制上の所要の措置を講じることは妥当である。</p> <p>※参考「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定） 研究開発型 法人の主要な業務として、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型</p> <p>②独立行政法人から特殊会社に移行することとなるが、移行後においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の事業として行われるべき貿易保険事業のみを実施する法人であること ・政府により日本貿易保険の株式は常時全額保有されること、政府が保険金支払債務の履行を担保する制度を創設すること（※）などにより、引き続き国の責任と関与の下で運営されること <p>などが想定されており、日本貿易保険の公共的性格に何ら変わりはないことから、現行の独立行政法人形態と同様、税制上の所要の措置を講じることは妥当である。</p> <p>※「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）において、貿易再保険特別会計を平成27年度末までに廃止（貿易再保険制度の廃止）することが決まっているが、同閣議決定において国家の保証等国の適切な関与を確保することが前提となっている。また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」においても、国際競争力や利用者等の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証を検討の上、特殊会社に移行することとされている。</p> <p>③独立法人制度から新たな法人制度への移行に当たり、各法人の名称等が変更されるものの、目的や業務の範囲が変更されるものではなく、引き続き現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>①－ ②－ ③－</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>①－ ②－ ③－</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①－ ②－ ③－</p>	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	①— ②— ③—
これまでの 要望経緯	①— ②— ③—	